

原子力災害住民避難計画（改正版）のお知らせ 第2弾 避難の流れや避難先などの確認を

市では、原子力災害時における避難手順などを定めた「原子力災害住民避難計画」を3月29日に全面的に改正しました。今月号では、5月号に引き続き、避難の考え方や避難先、要配慮者の避難、安定ヨウ素剤の取り扱いなど主な改正内容について解説します。

▼原子力災害住民避難計画に関するお問い合わせは、危機管理・防災課（☎66・1089）へ。

避難の考え方

避難行動はPAZとUPZにより異なります。詳細は左表のとおり。

◆PAZ（Aゾーン）およびPAZに準じた防護措置を行う地域（A・2ゾーン）：放射性物質が環境に放出される前の段階で避難を実施。

※基本的には、市民全員が一斉に避難するものではありません。

◆UPZ（B・C・D・E・Fゾーン）：屋内退避を基本として、放射性物質が環境に放出された段階で緊急時モニタリングを実施し、その結果に基づき、基準を超えたゾーンごとに段階的に避難を実施。

防護措置の実施基準に基づく住民の避難行動

区分	市の対応	PAZ 住民の行動 (A・A-2ゾーン)	UPZ 住民の行動 (B・C・D・E・Fゾーン)
[EAL1] 警戒事態	◆災害警戒本部設置 (全職員参集) ◆情報収集、連絡体制の構築 ◆住民に情報提供 ◆PAZ 要配慮者・関係者の避難準備 (車両手配など)	◆外出を控える (帰宅) ◆要配慮者避難準備 ◆観光客などは市外退去	◆今後の情報などに留意 ◆観光客などは市外退去
[EAL2] 施設敷地緊急事態	◆災害対策本部設置 ◆住民に情報提供 ◆PAZ 要配慮者避難指示 ◆PAZ 住民避難準備指示 ◆UPZ 住民屋内退避準備指示 ◆広域避難準備 (避難先・輸送手段の確保)	◆要配慮者避難開始 ◆住民避難準備 ◆安定ヨウ素剤の準備 ◆今後の指示・情報に留意	◆屋内退避準備 ◆今後の指示・情報に留意
[EAL3] 全面緊急事態	◆PAZ 住民避難指示、安定ヨウ素剤の服用指示 ◆UPZ 住民屋内退避指示 ◆避難時集結場所開設	◆住民避難開始 ◆安定ヨウ素剤の服用	◆屋内退避 ◆今後の指示・情報に留意
[OIL2] 防護措置の実施を判断する基準	◆避難指示 (基準超過ゾーン) ◆安定ヨウ素剤の配布・服用指示 (基準超過ゾーン)		◆避難時集結場所に集結 (避難指示ゾーン) ◆避難カード提出 ◆避難時集結場所などで安定ヨウ素剤服用 ◆避難開始
[OIL1]	◆避難指示 (基準超過ゾーン) ◆安定ヨウ素剤の配布・服用指示 (基準超過ゾーン)		◆避難時集結場所に集結 (避難指示ゾーン) ◆避難カード提出 ◆避難時集結場所などで安定ヨウ素剤服用 ◆避難開始

- ◆EAL (緊急時活動レベル) … 避難や屋内退避などの防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように事前に定めた判断基準
- ◆OIL (運用上の介入レベル) … 放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転などの防護措置を実施するための基準
- ◆PAZ (予防的防護措置を準備する区域) … 高浜発電所からおおむね5*₀圏内
- ◆UPZ (緊急時防護措置を準備する区域) … 高浜発電所からおおむね30*₀圏内と大飯発電所からおおむね32.5*₀圏内

小学校区ごとの避難先

ゾーン	小学校区	避難先市町 (区)	
		南方面 (京都府)	西方面 (兵庫県、徳島県)
A、A-2	志楽小 (松尾) 朝来小 (杉山) 大浦小 (4地区)	京都市 (東山区)	神戸市 (北区)
	大浦小 (一部除く) 志楽小 (一部除く) 志楽小 (一部)	京都市 (北区)	神戸市 (東灘区)
B	朝来小 (杉山除く)	京都市 (中央区)	神戸市 (中央区、兵庫区)
	新舞鶴小 (一部)	京都市 (中央区)	神戸市 (中央区、灘区)
C	新舞鶴小 (一部除く)	京都市 (伏見区)	神戸市 (中央区、北区、灘区)
	三笠小		松茂町
	倉梯小		鳴門市
	倉梯第二小 与保呂小		鳴門市、北島町 神戸市 (須磨区)
D	中舞鶴小	京都市 (左京区)	神戸市 (長田区、西区、垂水区)
	余内小 (一部) 池内小 (一部)	京都市 (南区) 宇治市	尼崎市 神戸市 (北区)
E	余内小 (一部除く)	京都市 (右京区、上京区、山科区)	尼崎市
	吉原小	向日市	
	明倫小	京都市 (下京区、西京区)	
	中筋小、池内小 (一部除く) 由良川小 (一部)	宇治市	西宮市
F	福井小 (一部) 高野小 (一部)	城陽市	神戸市 (西区) 淡路市
	高野小 (一部除く) 福井小 (一部除く)		
F	由良川小 (一部除く) 岡田小 (一部)	宇治市	西宮市
	岡田小 (一部除く)	向日市	淡路市

避難先

避難先からのさらなる避難を避けるため、避難先は市外を基本とする。また、放射性物質の拡散方向に応じた避難に対応するため、南方面と西方面の2方面の避難先を定める。

◆南方面 (京都府)

- 京都市 (6万4,033人)
- 宇治市 (1万3,131人)
- 城陽市 (5,665人)
- 向日市 (3,295人)

◆西方面 (兵庫県)

- 神戸市 (3万5,406人)
- 尼崎市 (1万5,346人)
- 西宮市 (1万6,921人)

避難中継所

- 淡路市 (1,742人)
 - 鳴門市 (8,471人)
 - 松茂町 (3,742人)
 - 北島町 (4,496人)
- ※人口は平成28年1月1日現在

避難手段

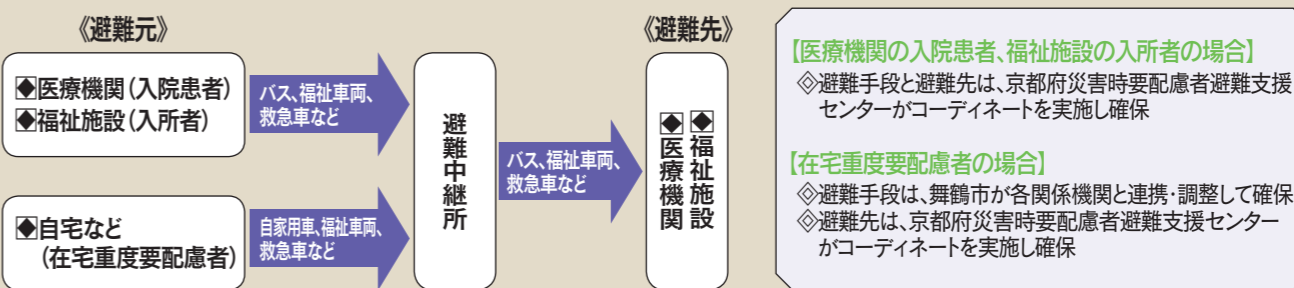
避難判断基準の異なるPAZ、UPZなどの区分や地域の状況に応じて、自家用車かバスなどで避難。

避難中継所

避難者の避難退域時検査および除染を行うほか、車両の一時保管、バスの乗り換えなどを行う。

《避難中継所の候補地》 京都府立丹波

医療機関の入院患者、福祉施設の入所者、在宅重度要配慮者の避難フロー



原子力災害住民避難計画（改正版）に係る住民説明会

- 【日時・場所】
- ◆西地区…6月1日(水) 19時から西総合会館
 - ◆加佐地区…6月8日(水) 19時から加佐公民館
- 【対象】 市内在住か在勤、在学している人
- ※原則、居住する地域の説明会にご参加を
- 【その他】 申し込み不要。東・大浦・中地区は5月に開催済み。

原子力災害住民避難計画（改正版）の閲覧方法

原子力災害住民避難計画（改正版）の概要、本編、資料編は、危機管理・防災課、市政情報コーナー、西支所、加佐分室、各公民館、大浦・城南会館、東西図書館で閲覧可。市ホームページにも掲載。

【URL】
http://www.city.maizuru.kyoto.jp/kurashi/0000000960.html

要配慮者の避難

◆医療機関の入院患者、福祉施設の入所者、在宅重度要配慮者の避難：12才以下の避難フロー図を参照。

◆その他の要配慮者の避難：市、府などが連携し、同居者や地域の支援者の協力のもと避難を実施。なお、心身の状況に応じて、避難先の避難所から福祉避難所などへの移動も考慮。

園児、児童、生徒などの避難

◆原則、全面緊急事態までに帰宅または保護者に引き渡し、保護者とともに自宅のある自治会の住民として避難。

◆帰宅または保護者への引き渡しができない場合、学校など施設が所在する自治会の住民として避難し、避難先で引き渡し。

安定ヨウ素剤の取り扱い

《配布体制の整備》

- ◆PAZおよびPAZに準じた防護措置を行う地域：事前に配布。
- ◆UPZ：緊急時に速やかに配布できるように、事前に配布計画を定めるとともに、保健センターに全市民分と一時滞在者の安定ヨウ素剤を備蓄。
- ◆緊急時の配布・服用指示
- ◆PAZおよびPAZに準じた防護措置を行う地域：住民などに対して、国の指示などで服用を指示。
- ◆UPZ：備蓄先より避難時集結場所などに設置する緊急配布場所に速やかに搬送。国の指示などで配布し服用を指示。

《南方面へ避難する場合の移転場所の候補地》 京都府総合見本市会館（京都パルスプラザ）（京都市伏見区）。

※西方面への移転場所は現在調整中。